

- (一) 引揚場所ハ必ズ市内トスル事
- (二) 既ニ市外ニ決定タル處ハ市内ニ変更スル事
- (三) 出来得ル限り集團的ニ籠城スル事
- (四) 分散ノ止ムナキ場合モ三十分以内ニ完全ニ全部ノ連絡ヲ取レル様ニスル事
- (五) 引揚場所未定ノ支部ハ急速ニ決定シ何時指令カ出テモ差支ナキ様ニテ置テ事
- (六) 地区及支部ノ「アジト」ヲ未タ報告セサル分ハ即刻ニ報告セヨ!

以
上



昭和九年十月三日 (午後三時十分)

警視廳特別高等警察部労働課

市電 爭議ニ關スル 情報 (第一〇八報)

一 東京中央斗争委員會開催状況

二 日午後七時ヨリ公九時迄上野公園内貸席額松亭ニ於テ開催
執行委員長熊本利男以下四〇名出席熊本ヨリ

目下調停委員會ノ状況ハ相當我々ニ有利ニ進ミツ、アリ中
立委員等ニ於テ極力市側ノ説得ニ努メラテ居ルカ頑迷ナル山
下局長カ之ニ應スルカ否ヤハ甚ク疑問テアルカ市側委員中
既ニ意見カ分レテ居リ市會方面ニ於テモ最近ニ至リ更生案
カ暴業ヲアルコトカ判明シ輿論ヲ押切ツテ迄之ヲ實施スル
コトニ依テ發生スル社會的事端ヲ憂慮スル向テ相當アリ

589796